

令和2年8月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（令和2年6月内容）

有効求人数	32,583人	対前年同月比 20.3%減（6か月連続の減少）
有効求職者数	32,068人	対前年同月比 1.0%減（6か月連続の減少）
有効求人倍率	1.08倍	前月比 0.03ポイント減

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

雇用調整助成金の申請・決定状況

- ・ 7月25日現在における雇用調整助成金の申請件数、決定状況を業種別にご説明します。

3 令和2年上期死傷災害発生状況

令和2年1月～6月の休業4日以上労働災害死傷者数は806人（前年同期比6.5%増）、死亡者数8人（同60%増）と前年よりいずれも増加

- ・ 令和2年上期における死傷災害発生状況をご説明します。

6月の有効求人倍率は、前月を0.03ポイント下回り、1.08倍となる

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍となり、前月を0.03ポイント下回りました。

新規求人倍率(同)は1.79倍となり、前月を0.02ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.86倍となり、前年同月(1.00倍)を0.14ポイント減と4か月連続で下回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、14.4%減と6か月連続で減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(9.1%減)は2か月連続の減少、製造業(8.8%減)は9か月連続の減少、運輸業、郵便業(40.1%減)は7か月連続の減少、卸売業、小売業(19.7%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(32.7%減)は9か月連続の減少、医療、福祉(2.3%減)は6か月連続の減少、その他のサービス業(29.0%減)は9か月連続の減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ4.9%減と6か月連続の減少となりました。

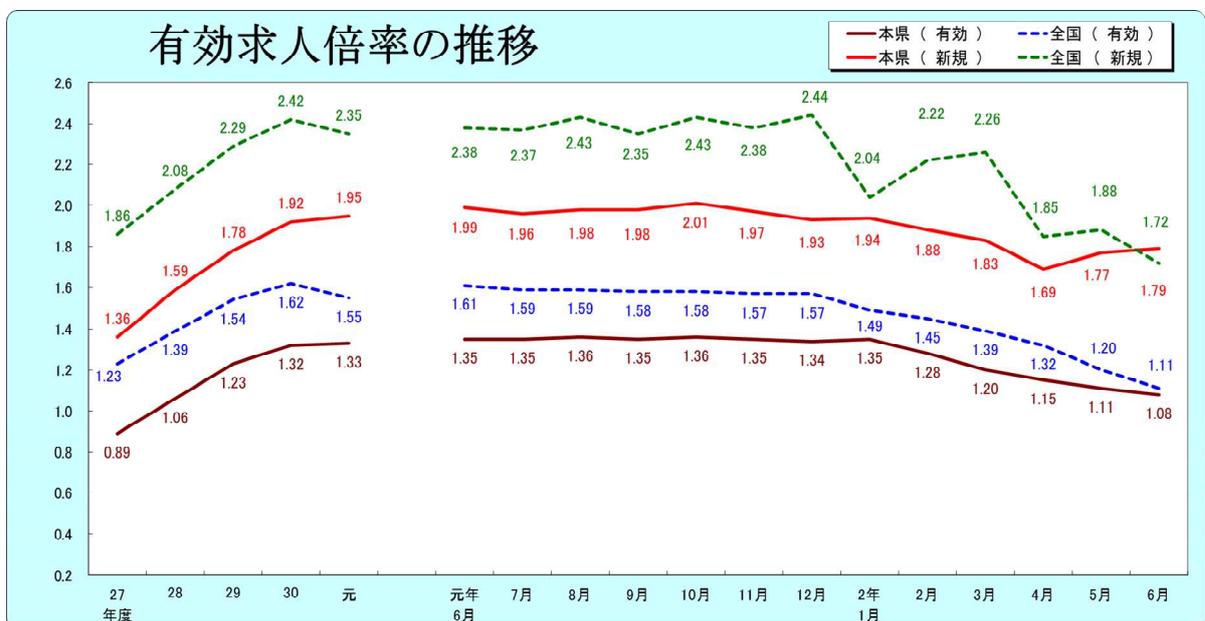
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(16.1%減)は6か月連続の減少、離職求職者(1.5%増)は6か月ぶりの増、無業求職者(8.7%減)は9か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(23.4%増)は3か月連続の増加、自己都合離職者(4.3%減)は6か月連続の減少となりました。

政府の6月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」とされました。先行きについても「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と変更されました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が、50か月連続で1倍台を維持しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言解除後も休業の影響を受け、全業種にわたり新規求人数が落ち込み、雇用情勢への影響があると判断されます。6月は経済活動の再開により新規求人の減少幅が鈍化しているなど一時の急速な落ち込みからは復調の兆しも見えていますが、県内の感染者数の増加により今後の先行きについては不透明です。

鹿児島労働局では、現在も休業、雇用調整助成金の相談が寄せられております。新型コロナウイルス感染症による対策として、雇用調整助成金等を活用し解雇せず休業等による雇用維持を引き続き呼びかけ、雇用調整助成金の早期支給、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・休業給付金の周知・支給や新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人の周知及び受理など行政の展開を図ってまいります。

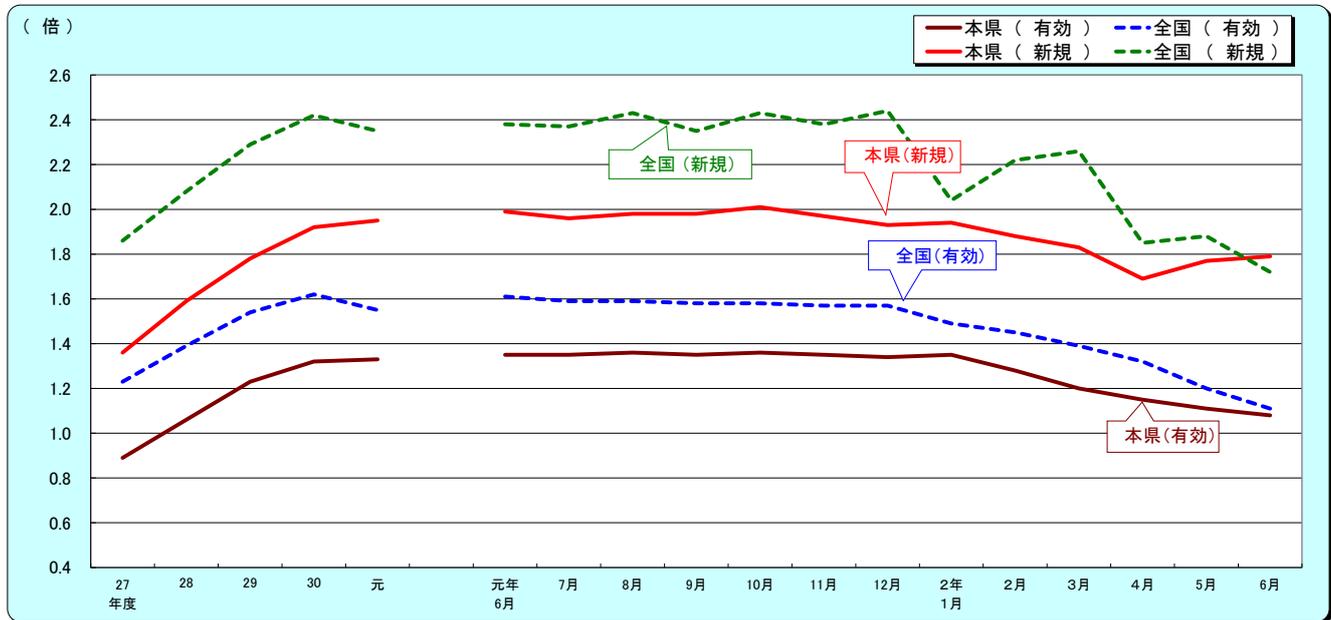


最近の雇用失業情勢 (令和2年6月分)

概況

・鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍となり、前月より0.03ポイント下回った。
なお、全国の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.11倍となり、前月より0.09ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		27年度	28	29	30	元	元年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年1月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人倍率	本県	0.89	1.06	1.23	1.32	1.33	1.35	1.35	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.35	1.28	1.20	1.15	1.11	1.08
	全国	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
新規求人倍率	本県	1.36	1.59	1.78	1.92	1.95	1.99	1.96	1.98	1.98	2.01	1.97	1.93	1.94	1.88	1.83	1.69	1.77	1.79
	全国	1.86	2.08	2.29	2.42	2.35	2.38	2.37	2.43	2.35	2.43	2.38	2.44	2.04	2.22	2.26	1.85	1.88	1.72

*元年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

6月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ14.4%減と6ヶ月連続の減少となった。

6月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比で見ると、【建設業】(9.1%減)は2ヶ月連続の減少、【製造業】(8.8%減)は9ヶ月連続の減少、【運輸業、郵便業】(40.1%減)は7ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(19.7%減)は2ヶ月連続の減少、【宿泊業、飲食サービス業】(32.7%減)は9ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(2.3%減)は6ヶ月連続の減少、【サービス業】(29.0%減)は9ヶ月連続の減少となった。

6月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ20.3%減と6ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	令和元年度 (月平均)		令和2年							
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規求人数	14,525	(▲ 3.5)	12,501	(▲ 14.4)	12,393	(▲ 20.2)	10,665	(▲ 24.9)	12,273	(▲ 14.4)
D 建設業	1,227	(0.3)	1,191	(0.7)	1,220	(10.0)	1,133	(▲ 13.4)	1,258	(▲ 9.1)
E 製造業	1,244	(▲ 12.3)	1,192	(▲ 6.9)	993	(▲ 31.9)	881	(▲ 29.3)	1,061	(▲ 8.8)
H 運輸業、郵便業	622	(▲ 1.9)	488	(▲ 29.6)	515	(▲ 10.7)	483	(▲ 27.4)	449	(▲ 40.1)
I 卸売業、小売業	2,101	(▲ 8.3)	1,561	(▲ 14.2)	2,249	(1.3)	1,568	(▲ 19.7)	1,565	(▲ 19.7)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,000	(▲ 14.3)	652	(▲ 36.8)	608	(▲ 52.8)	363	(▲ 67.0)	715	(▲ 32.7)
P 医療、福祉	4,439	(4.4)	4,241	(▲ 4.2)	3,724	(▲ 18.9)	3,631	(▲ 14.2)	4,309	(▲ 2.3)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,478	(▲ 12.6)	1,167	(▲ 16.1)	1,107	(▲ 37.5)	937	(▲ 41.8)	1,064	(▲ 29.0)
有効求人数	41,280	(▲ 1.5)	39,401	(▲ 12.8)	36,172	(▲ 16.6)	32,297	(▲ 20.9)	32,583	(▲ 20.3)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

6月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.9%減と6ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(16.1%減)は6ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(1.5%増)は6ヶ月ぶりの増加、無業求職者(8.7%減)は9ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(23.4%増)は3ヶ月連続の増加となった。

自己都合離職者(4.3%減)は6ヶ月連続の減少となった。

6月の受給資格決定件数(23.1%増)は3ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(11.1%増)は9ヶ月ぶりの増加となった。

6月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ1.0%減と6ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			3月		4月		5月		6月	
新規求職者数	7,432	(▲ 5.4)	7,610	(▲ 8.4)	9,369	(▲ 5.0)	6,692	(▲ 17.0)	6,885	(▲ 4.9)
44歳以下	3,848	(▲ 9.1)	3,914	(▲ 11.6)	4,444	(▲ 9.1)	3,380	(▲ 20.3)	3,455	(▲ 10.5)
※うち34歳以下	2,306	(▲ 10.3)	2,367	(▲ 13.6)	2,668	(▲ 12.7)	2,008	(▲ 21.2)	2,098	(▲ 7.8)
45歳以上	3,584	(1.0)	3,696	(▲ 4.7)	4,925	(▲ 0.9)	3,312	(▲ 13.3)	3,430	(1.4)
うち55歳以上	2,237	(1.1)	2,304	(▲ 4.4)	3,377	(▲ 0.9)	2,152	(▲ 10.1)	2,159	(0.4)
うち65歳以上	837	(3.9)	876	(▲ 6.8)	1,562	(8.5)	920	(2.9)	854	(8.5)
雇用保険受給資格決定件数	1,977	(▲ 2.6)	(*)1,790	(1.1)	(*)3,311	(▲ 0.6)	(*)2,728	(▲ 2.0)	(*)2,260	(23.1)
有効求職者数	31,005	(▲ 2.1)	31,866	(▲ 2.7)	33,018	(▲ 1.6)	32,174	(▲ 2.6)	32,068	(▲ 1.0)
44歳以下	15,058	(▲ 5.4)	15,138	(▲ 6.3)	15,505	(▲ 4.8)	15,139	(▲ 5.7)	14,964	(▲ 4.5)
※うち34歳以下	9,051	(▲ 6.2)	8,991	(▲ 6.7)	9,294	(▲ 6.0)	9,141	(▲ 6.3)	8,995	(▲ 4.8)
45歳以上	15,946	(1.1)	16,728	(0.8)	17,513	(1.5)	17,035	(0.4)	17,104	(2.3)
うち55歳以上	10,303	(3.0)	10,660	(1.8)	11,456	(1.3)	11,185	(▲ 0.2)	11,268	(1.6)
うち65歳以上	3,484	(7.3)	3,746	(5.2)	4,422	(8.6)	4,366	(7.2)	4,349	(8.9)
雇用保険受給者実人員	6,124	(▲ 1.1)	5,445	(▲ 1.6)	5,382	(▲ 6.5)	5,919	(▲ 6.9)	6,994	(11.1)

(*) 速報値のため修正がありうる

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			3月		4月		5月		6月	
新規常用求職者	7,360	(▲ 5.5)	7,573	(▲ 8.3)	9,307	(▲ 4.8)	6,579	(▲ 17.6)	6,739	(▲ 4.4)
在職求職者	2,095	(▲ 4.9)	2,520	(▲ 6.6)	1,599	(▲ 10.5)	1,362	(▲ 23.4)	1,626	(▲ 16.1)
離職求職者	4,549	(▲ 4.9)	4,297	(▲ 7.0)	7,029	(▲ 1.2)	4,611	(▲ 14.0)	4,474	(1.5)
うち事業主都合	942	(▲ 11.9)	885	(▲ 16.0)	2,122	(10.8)	1,285	(8.5)	1,082	(23.4)
うち自己都合	3,343	(▲ 2.8)	3,173	(▲ 3.7)	4,309	(▲ 6.4)	3,078	(▲ 20.1)	3,144	(▲ 4.3)
無業求職者	715	(▲ 11.1)	756	(▲ 20.1)	679	(▲ 22.4)	606	(▲ 28.3)	639	(▲ 8.7)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

6月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ16.1%減と9ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			3月		4月		5月		6月	
就職件数	2,991	(▲ 8.7)	3,699	(▲ 11.5)	3,510	(▲ 10.3)	2,428	(▲ 26.5)	2,676	(▲ 16.1)
44歳以下	1,596	(▲ 12.6)	1,879	(▲ 14.6)	1,813	(▲ 10.0)	1,357	(▲ 26.7)	1,461	(▲ 16.2)
※うち34歳以下	856	(▲ 13.4)	986	(▲ 15.1)	941	(▲ 14.8)	739	(▲ 27.7)	783	(▲ 17.1)
45歳以上	1,395	(▲ 3.8)	1,820	(▲ 8.1)	1,697	(▲ 10.6)	1,071	(▲ 26.3)	1,215	(▲ 16.0)
うち55歳以上	761	(▲ 1.9)	1,020	(▲ 4.9)	965	(▲ 11.3)	559	(▲ 29.2)	660	(▲ 13.8)
うち65歳以上	195	(2.1)	255	(▲ 0.8)	260	(▲ 15.0)	155	(▲ 32.6)	173	(▲ 19.2)
雇用保険受給者	791	(▲ 0.4)	829	(▲ 2.8)	739	(▲ 11.0)	664	(▲ 31.5)	814	(▲ 11.1)

5. 完全失業率(全国)

	29年平均	30年平均	元年平均	2年1月	2年2月	2年3月	2年4月	2年5月	2年6月
完全失業率(%)	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8
完全失業者数(万人)	190	166	162	159	159	176	189	198	195

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			3月		4月		5月		6月	
正社員新規求人倍率	1.38	(0.08)	1.19	(▲ 0.05)	1.05	(▲ 0.07)	1.32	(▲ 0.01)	1.40	(▲ 0.11)
正社員新規求人数	6,486	(1.5)	5,743	(▲ 11.8)	5,876	(▲ 11.5)	5,282	(▲ 18.1)	5,884	(▲ 12.8)
全新規求人における 構成比	42.5%	(2.2)	45.9%	(1.3)	47.4%	(4.6)	49.5%	(4.1)	47.9%	(0.8)
新規常用フルタイム 求職者数	4,624	(▲ 12.3)	4,828	(▲ 7.7)	5,576	(▲ 5.5)	3,993	(▲ 17.7)	4,202	(▲ 5.8)
全新規求職者における 構成比	62.2%	(▲ 5.4)	63.4%	(0.4)	59.5%	(▲ 0.3)	59.7%	(▲ 0.5)	61.0%	(▲ 0.6)
正社員有効求人倍率	1.01	(0.06)	0.92	(▲ 0.05)	0.87	(▲ 0.08)	0.84	(▲ 0.11)	0.86	(▲ 0.14)
全 国	1.15	(0.02)	1.02	(▲ 0.12)	0.92	(▲ 0.16)	0.84	(▲ 0.23)	0.81	(▲ 0.29)
正社員有効求人数	18,690	(3.3)	17,780	(▲ 7.3)	17,144	(▲ 9.2)	15,865	(▲ 14.3)	16,058	(▲ 14.7)
全有効求人における 構成比	45.3%	(▲ 7.8)	45.1%	(0.2)	47.4%	(3.8)	49.1%	(3.7)	49.3%	(3.2)
有効常用フルタイム 求職者数	18,496	(▲ 2.9)	19,268	(▲ 2.8)	19,642	(▲ 1.6)	18,900	(▲ 2.8)	18,684	(▲ 1.2)
全求職者における 構成比	59.7%	(▲ 2.7)	60.5%	(0.0)	59.5%	(0.0)	58.7%	(▲ 2.8)	58.3%	(▲ 0.1)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和2年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	12,075	12,171	12,181									36,427
	有効求人	15,586	13,846	13,873									43,305
	求人倍率	1.29	1.14	1.14									1.19
北薩地域	有効求職	4,345	4,068	3,951									12,364
	有効求人	4,831	4,451	4,498									13,780
	求人倍率	1.11	1.09	1.14									1.11
川内	有効求職	2,155	2,064	2,000									6,219
	有効求人	2,238	2,111	2,086									6,435
	求人倍率	1.04	1.02	1.04									1.03
出水	有効求職	1,643	1,559	1,514									4,716
	有効求人	1,854	1,740	1,806									5,400
	求人倍率	1.13	1.12	1.19									1.15
宮之城	有効求職	547	445	437									1,429
	有効求人	739	600	606									1,945
	求人倍率	1.35	1.35	1.39									1.36
大隅地域	有効求職	4,399	4,141	4,182									12,722
	有効求人	5,158	4,688	4,831									14,677
	求人倍率	1.17	1.13	1.16									1.15
鹿屋	有効求職	2,994	2,813	2,848									8,655
	有効求人	3,441	3,092	3,184									9,717
	求人倍率	1.15	1.10	1.12									1.12
大隅	有効求職	1,405	1,328	1,334									4,067
	有効求人	1,717	1,596	1,647									4,960
	求人倍率	1.22	1.20	1.23									1.22
南薩地域	有効求職	4,214	4,152	4,147									12,513
	有効求人	3,815	3,311	3,322									10,448
	求人倍率	0.91	0.80	0.80									0.83
加世田	有効求職	1,554	1,513	1,504									4,571
	有効求人	1,483	1,265	1,311									4,059
	求人倍率	0.95	0.84	0.87									0.89
伊集院	有効求職	1,635	1,632	1,631									4,898
	有効求人	1,418	1,290	1,264									3,972
	求人倍率	0.87	0.79	0.77									0.81
指宿	有効求職	1,025	1,007	1,012									3,044
	有効求人	914	756	747									2,417
	求人倍率	0.89	0.75	0.74									0.79
始良地域	有効求職	5,396	5,201	5,110									15,707
	有効求人	4,748	4,179	4,321									13,248
	求人倍率	0.88	0.80	0.85									0.84
国分	有効求職	4,604	4,437	4,347									13,388
	有効求人	4,084	3,571	3,723									11,378
	求人倍率	0.89	0.80	0.86									0.85
大口	有効求職	792	764	763									2,319
	有効求人	664	608	598									1,870
	求人倍率	0.84	0.80	0.78									0.81
熊毛地域	有効求職	620	696	788									2,104
	有効求人	629	585	542									1,756
	求人倍率	1.01	0.84	0.69									0.83
奄美地域	有効求職	1,969	1,745	1,709									5,423
	有効求人	1,405	1,237	1,196									3,838
	求人倍率	0.71	0.71	0.70									0.71
県計	有効求職	33,018	32,174	32,068									97,260
	有効求人	36,172	32,297	32,583									101,052
	求人倍率	1.10	1.00	1.02									1.04

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2020. 7. 25 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	1,088 件 (920)
小 売 業	562 件 (478)
製 造 業	610 件 (493)
宿 泊 業	350 件 (282)
サービス業	413 件 (331)
道路旅客運送業等	205 件 (171)
娯 楽 業	200 件 (158)
建 設 業	184 件 (150)
卸 売 業	159 件 (129)
農 業・漁 業	42 件 (33)
その他	837 件 (690)
計	4,650 件 (3,835)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

ハローワーク「特別労働相談窓口」先ずは、相談！

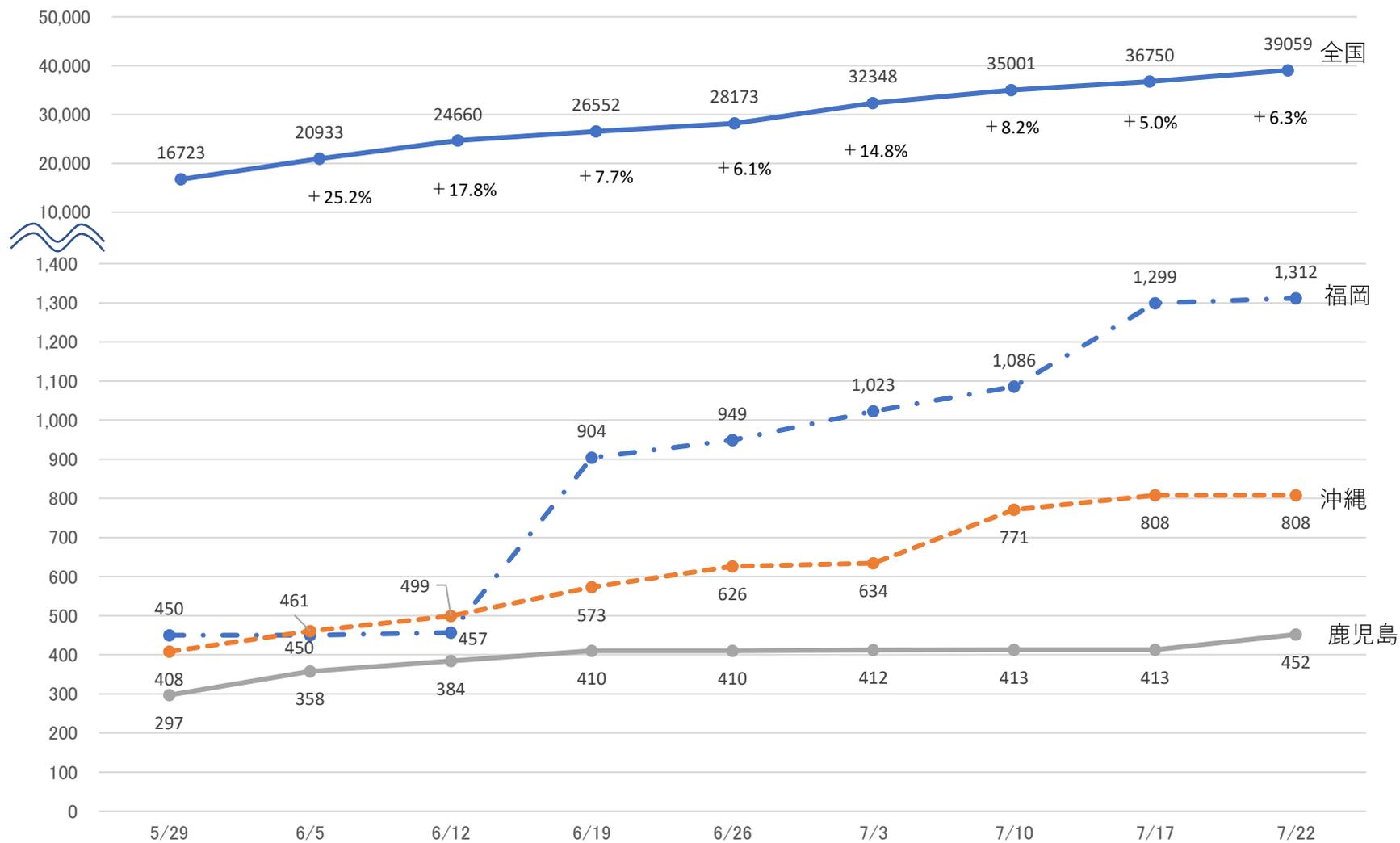
新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動縮小・廃止から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが対応し、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

7月22日現在、解雇等見込み者数 452人
(全国 39,059人 7月22日現在)

新型コロナに関する解雇見込み労働者数推移



厚生労働省HP：「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報」より

令和 2 年上期の労働災害発生状況について

令和 2 年 1 月～6 月の休業 4 日以上の死傷者数は 806 人(前年同期比 6.5%増)、死亡者数 8 人(同 60%増)と前年よりいずれも増加。

令和 2 年上期の労働災害発生状況(令和 2 年 1 月～6 月発生分)を取りまとめましたので発表します。

鹿児島県内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は 806 人、死亡者数は 8 人で、前年同期と比較して、それぞれ 6.5%、60%増加しています。

第 13 次労働災害防止計画(平成 30 年度～令和 4 年度)における重点業種である 5 業種をみると、製造業と林業では休業 4 日以上の死傷者数が減少しましたが、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業では増加し、特に、陸上貨物運送事業では 25%の大きな増加となっています。

事故の型別にみると、全産業における 1 位転倒、2 位墜落・転落、3 位動作の反動・無理な動作の順番は変わっておらず、その割合については、前年同期と比較して微増の状況となっています。

一方、全産業の死傷者数 806 人のうち、年齢別では 60 歳以上が最も多く 250 人(29.5%)で、50 歳以上を併せた高年齢労働者の被災者数は 441 人と全体の半数以上(53%)を占めており、特に第三次産業のうち小売業については、50 歳以上の割合が 74.1%になっています。

鹿児島労働局では、労働災害防止団体と連携のうえ、陸上貨物運送事業における荷主向けの墜落防止対策に関する説明会等の実施や専門家による個別診断事業の推進のほか、高年齢労働者の労働災害防止対策として、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」及び同補助金制度の周知等、並びにストップ転倒災害プロジェクトの推進等を通じて労働災害の減少に努めてまいります。

【添付資料】

- ① 令和 2 年 6 月末(速報)「業種別死傷災害発生状況及び第 13 次労働災害防止計画進捗状況」(一覧表)
- ② 令和 2 年 6 月末(速報)「業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況」(一覧表)
- ③ 第 13 次労働災害防止計画の概要(リーフレット)
- ④ エイジフレンドリーガイドライン(リーフレット)
- ⑤ エイジフレンドリー補助金(リーフレット)
- ⑥ ストップ転倒災害プロジェクト(リーフレット)

令和2年6月末（速報） 業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

【※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日】

【※13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減】

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和2年		令和元年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		806	8	757	5	49	3	6.5%	60.0%
1 製造業		146	1	152	1	-6	0	-3.9%	0.0%
1 食料品製造業		85		86	1	-1	-1	-1.2%	-100.0%
4 木材・木製品製造業		9		11		-2		-18.2%	
9 窯業土石製品製造業		4		6		-2		-33.3%	
11～12 金属製品製造業		7		11		-4		-36.4%	
13～15 機械機具製造業		17		11		6		54.5%	
上記以外の製造業		24	1	27		-3	1	-11.1%	
2 鉱業		1	0	0	0	1	0		
3 建設業		127	3	115	0	12	3	10.4%	
1 土木工事業		51	2	57		-6	2	-10.5%	
2 建築工事業		62	1	51		11	1	21.6%	
3 その他の建設業		14		7		7		100.0%	
4 運輸交通業		98	1	71	0	27	1	38.0%	
1 鉄道・航空機業		2				2			
2 道路旅客運送業		7		2		5		250.0%	
3 道路貨物運送業		89	1	69		20	1	29.0%	
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		5	0	10	0	-5	0	-50.0%	
1 陸上貨物取扱業		1		3		-2		-66.7%	
2 港湾運送業		4		7		-3		-42.9%	
6 農林業		39	2	47	2	-8	0	-17.0%	0.0%
1 農業		22		16	1	6	-1	37.5%	-100.0%
2 林業		17	2	31	1	-14	1	-45.2%	100.0%
7 畜産・水産業		40	0	35	0	5	0	14.3%	
8 商業		104	1	106	0	-2	1	-1.9%	
1 卸売業		14		16		-2		-12.5%	
2 小売業		74	1	81		-7	1	-8.6%	
3 理美容業		2				2			
4 その他の商業		14		9		5		55.6%	
9 金融・広告業		3	0	8	0	-5	0	-62.5%	
11 通信業		15	0	11	0	4	0	36.4%	
12 教育・研究業		4	0	8	0	-4	0	-50.0%	
13 保健衛生業		126	0	98	0	28	0	28.6%	
1 医療保健業		46		42		4		9.5%	
2 社会福祉施設		78		56		22		39.3%	
3 その他の保健衛生業		2				2			
14 接客娯楽業		38	0	40	0	-2	0	-5.0%	
1 旅館業		7		12		-5		-41.7%	
2 飲食店		14		20		-6		-30.0%	
3 その他の接客娯楽業		17		8		9		112.5%	
上記以外の事業		60	0	56	2	4	-2	7.1%	-100.0%
10 映画・演劇業									
15 清掃・と畜業		26		35	1	-9	-1	-25.7%	-100.0%
16 官公署		1				1			
17 その他の事業		33		21	1	12	-1	57.1%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		90	1	72	0	18	1	25.0%	
第三次産業（8～17）		350	1	327	2	23	-1	7.0%	-50.0%

13次防目標値 進捗状況					
令和2年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
(死傷者数の目標値は、29年6月末速報値の3%減の数値としている)				(死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す)	
				死傷者数	死亡者数
782	6	24	2	3.1%	33.3%
165		-19		-11.5%	
106		-21		-19.8%	
9		0		0.0%	
9		-5		-55.6%	
10		-3		-30.0%	
10		7		70.0%	
18		6		33.3%	
2		-1		-50.0%	
121	1	6	2	5.0%	200.0%
46		5		10.9%	
54	1	8	0	14.8%	0.0%
20		-6		-30.0%	
79	2	19	-1	24.1%	-50.0%
6		-4	0	-66.7%	
9		-2		-22.2%	
62	1	27	0	43.5%	0.0%
0		0			
11		-6		-54.5%	
6		-5		-83.3%	
4		0		0.0%	
41	1	-2	1	-4.9%	100.0%
22		0		0.0%	
19	1	-2	1	-10.5%	100.0%
41		-1		-2.4%	
80		24		30.0%	
9		5		55.6%	
61		13		21.3%	
0		2			
9		5		55.6%	
11		-8		-72.7%	
10		5		50.0%	
6		-2		-33.3%	
110		16		14.5%	
43		3		7.0%	
65		13		20.0%	
0		2			
41		-3		-7.3%	
9		-2		-22.2%	
18		-4		-22.2%	
13		4		30.8%	
56	2	4	-2	7.1%	-100.0%
0		0			
24	1	2	-1	8.3%	-100.0%
0		1			
32	1	1	-1	3.1%	-100.0%
68	1	22	0	32.4%	0.0%
318	2	32	-1	10.1%	-50.0%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 13次防目標値については、1未満の端数を切り捨て処理しているため、業種ごとの合計値が一致しない場合があります。

令和2年6月末（速報）

業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

		事故の型別				年齢別								
業種	順位	令和2年 (6月末)		人数	割合	順位	令和元年 (同月末)		人数	割合	令和元年 (同月末)		増減数	
		人数	割合				人数	割合			人数	割合		
全産業	1	転倒	191	23.7%	1	転倒	160	21.1%	~19歳	21	2.2%	11	1.5%	10
	2	墜落・転落	167	20.7%	2	墜落・転落	143	18.9%	20歳~29歳	84	11.7%	83	11.0%	1
	3	動作の反動・無理な動作	116	14.4%	3	動作の反動・無理な動作	109	14.4%	30歳~39歳	109	13.8%	101	13.3%	8
	4	はさまれ・巻き込まれ	66	8.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	87	11.5%	40歳~49歳	151	19.3%	138	18.2%	13
	5	切れ・こすれ	62	7.7%	5	切れ・こすれ	56	7.4%	50歳~59歳	191	23.5%	174	23.0%	17
									60歳~	250	29.5%	250	33.0%	0
製造業	1	転倒	44	30.1%	1	はさまれ・巻き込まれ	35	23.0%	~19歳	6	2.6%	4	2.6%	2
	2	墜落・転落	23	15.8%	2	墜落・転落	27	17.8%	20歳~29歳	18	14.5%	22	14.5%	-4
	3	はさまれ・巻き込まれ	22	15.1%	3	転倒	26	17.1%	30歳~39歳	18	12.8%	16	10.5%	2
	4	切れ・こすれ	18	12.3%	4	切れ・こすれ	16	10.5%	40歳~49歳	31	23.9%	27	17.8%	4
	5	動作の反動・無理な動作	13	8.9%	5	動作の反動・無理な動作	12	7.9%	50歳~59歳	31	21.4%	36	23.7%	-5
									60歳~	42	24.8%	47	30.9%	-5
建設業	1	墜落・転落	45	35.4%	1	墜落・転落	41	35.7%	~19歳	4	2.9%	2	1.7%	2
	2	転倒	17	13.4%	2	切れ・こすれ	14	12.2%	20歳~29歳	15	13.3%	13	11.3%	2
	2	飛来・落下	17	13.4%	3	転倒	13	11.3%	30歳~39歳	15	11.4%	15	13.0%	0
	4	はさまれ・巻き込まれ	10	7.9%	4	はさまれ・巻き込まれ	9	7.8%	40歳~49歳	23	19.0%	21	18.3%	2
	4	切れ・こすれ	10	7.9%	5	飛来・落下	8	7.0%	50歳~59歳	26	19.0%	23	20.0%	3
									60歳~	44	34.3%	41	35.7%	3
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	27	30.0%	1	墜落・転落	26	36.1%	~19歳	2	2.8%	1	1.4%	1
	2	動作の反動・無理な動作	18	20.0%	2	動作の反動・無理な動作	14	19.4%	20歳~29歳	8	8.3%	6	8.3%	2
	3	激突	11	12.2%	3	転倒	6	8.3%	30歳~39歳	9	6.9%	9	12.5%	0
	4	転倒	8	8.9%	3	崩壊・倒壊	6	8.3%	40歳~49歳	22	25.0%	14	19.4%	8
	5	はさまれ・巻き込まれ	6	6.7%	5	激突	5	6.9%	50歳~59歳	31	33.3%	23	31.9%	8
									60歳~	18	23.6%	19	26.4%	-1
林業	1	激突され	7	41.2%	1	切れ・こすれ	8	25.8%	~19歳	0	0.0%	1	3.2%	-1
	2	墜落・転落	4	23.5%	2	飛来・落下	6	19.4%	20歳~29歳	2	14.3%	3	9.7%	-1
	3	はさまれ・巻き込まれ	1	5.9%	3	激突され	5	16.1%	30歳~39歳	7	35.7%	6	19.4%	1
	3	転倒	1	5.9%	4	墜落・転落	4	12.9%	40歳~49歳	2	14.3%	4	12.9%	-2
	3	飛来・落下	1	5.9%	5	崩壊・倒壊	3	9.7%	50歳~59歳	4	21.4%	10	32.3%	-6
									60歳~	2	14.3%	7	22.6%	-5
第三次産 業	1	転倒	109	31.1%	1	転倒	104	31.8%	~19歳	7	1.8%	2	0.6%	5
	2	動作の反動・無理な動作	75	21.4%	2	動作の反動・無理な動作	74	22.6%	20歳~29歳	30	9.6%	31	9.5%	-1
	3	墜落・転落	54	15.4%	3	墜落・転落	37	11.3%	30歳~39歳	48	14.8%	42	12.8%	6
	4	交通事故（道路）	23	6.6%	4	交通事故（道路）	30	9.2%	40歳~49歳	58	15.9%	56	17.1%	2
	5	切れ・こすれ	21	6.0%	5	はさまれ・巻き込まれ	20	6.1%	50歳~59歳	84	24.7%	71	21.7%	13
									60歳~	123	33.2%	125	38.2%	-2
小売業	1	転倒	31	41.9%	1	転倒	24	29.6%	~19歳	1	0.0%	0	0.0%	1
	2	墜落・転落	12	16.2%	2	動作の反動・無理な動作	15	18.5%	20歳~29歳	5	9.3%	6	7.4%	-1
	3	動作の反動・無理な動作	9	12.2%	3	墜落・転落	10	12.3%	30歳~39歳	6	9.3%	9	11.1%	-3
	4	交通事故（道路）	6	8.1%	4	交通事故（道路）	9	11.1%	40歳~49歳	8	7.4%	16	19.8%	-8
	5	切れ・こすれ	5	6.8%	5	はさまれ・巻き込まれ	6	7.4%	50歳~59歳	18	24.1%	18	22.2%	0
									60歳~	36	50.0%	32	39.5%	4
社会福 祉施設	1	動作の反動・無理な動作	29	37.2%	1	動作の反動・無理な動作	26	46.4%	~19歳	1	1.5%	0	0.0%	1
	2	転倒	24	30.8%	2	転倒	16	28.6%	20歳~29歳	11	13.4%	10	17.9%	1
	3	激突され	6	7.7%	3	その他	5	8.9%	30歳~39歳	16	19.4%	6	10.7%	10
	4	墜落・転落	5	6.4%	4	切れ・こすれ	3	5.4%	40歳~49歳	11	16.4%	10	17.9%	1
	5	激突	4	5.1%	5	墜落・転落	2	3.6%	50歳~59歳	13	17.9%	11	19.6%	2
									60歳~	26	31.3%	19	33.9%	7
飲食店	1	切れ・こすれ	5	35.7%	1	転倒	7	35.0%	~19歳	4	27.3%	2	10.0%	2
	2	墜落・転落	3	21.4%	2	切れ・こすれ	6	30.0%	20歳~29歳	2	18.2%	1	5.0%	1
	3	転倒	2	14.3%	3	墜落・転落	1	5.0%	30歳~39歳	1	9.1%	4	20.0%	-3
	3	動作の反動・無理な動作	2	14.3%	3	飛来・落下	1	5.0%	40歳~49歳	1	9.1%	3	15.0%	-2
	5	激突され	1	7.1%	3	崩壊・倒壊	1	5.0%	50歳~59歳	5	27.3%	4	20.0%	1
									60歳~	1	9.1%	6	30.0%	-5

※表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事及安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする

2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少(2017年比)

5つの重点施策

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- 死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- 死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

労働災害による死亡者の数を各年対2017年比25%以上減少とする

労働災害による死傷者の数を5%以上減少（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
下肢を保護する防護衣の着用の徹底
安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。

社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。

小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
過重労働による健康障害防止対策の推進
産業医・産業保健機能の強化

過重労働対策等

危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質等対策

JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
事業者に対する効果的な支援の実施
職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

受動喫煙防止対策

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。

個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。

所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

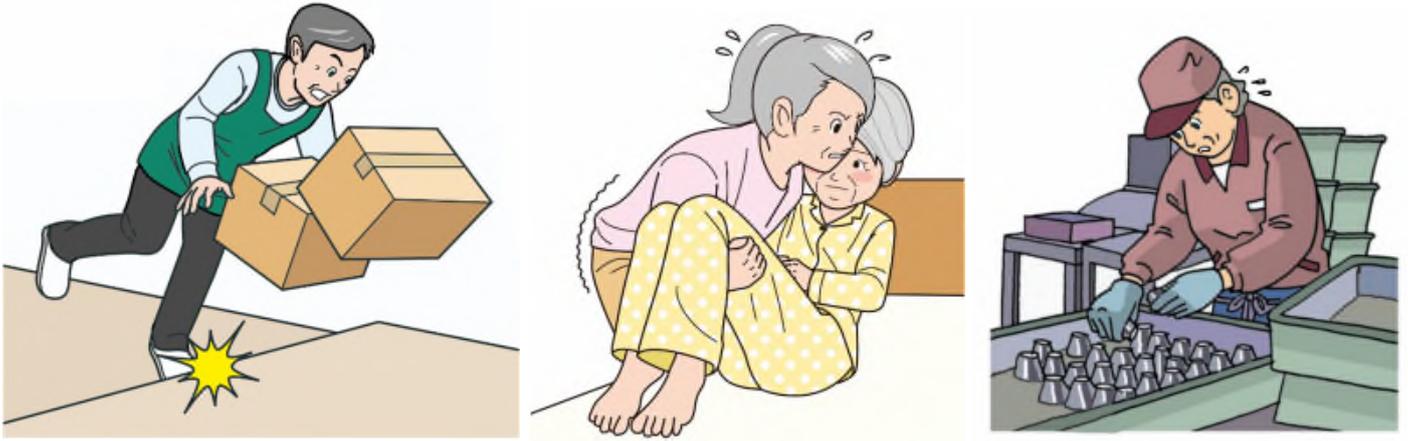
働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

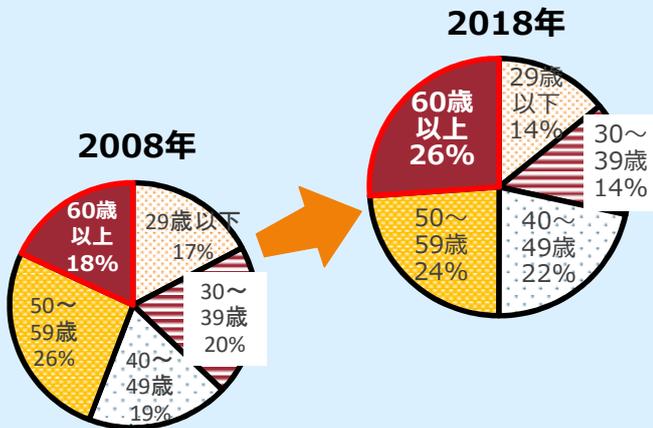
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



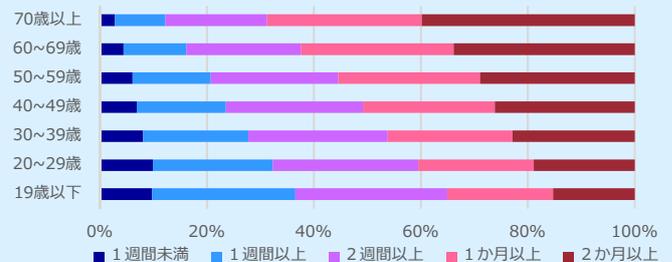
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

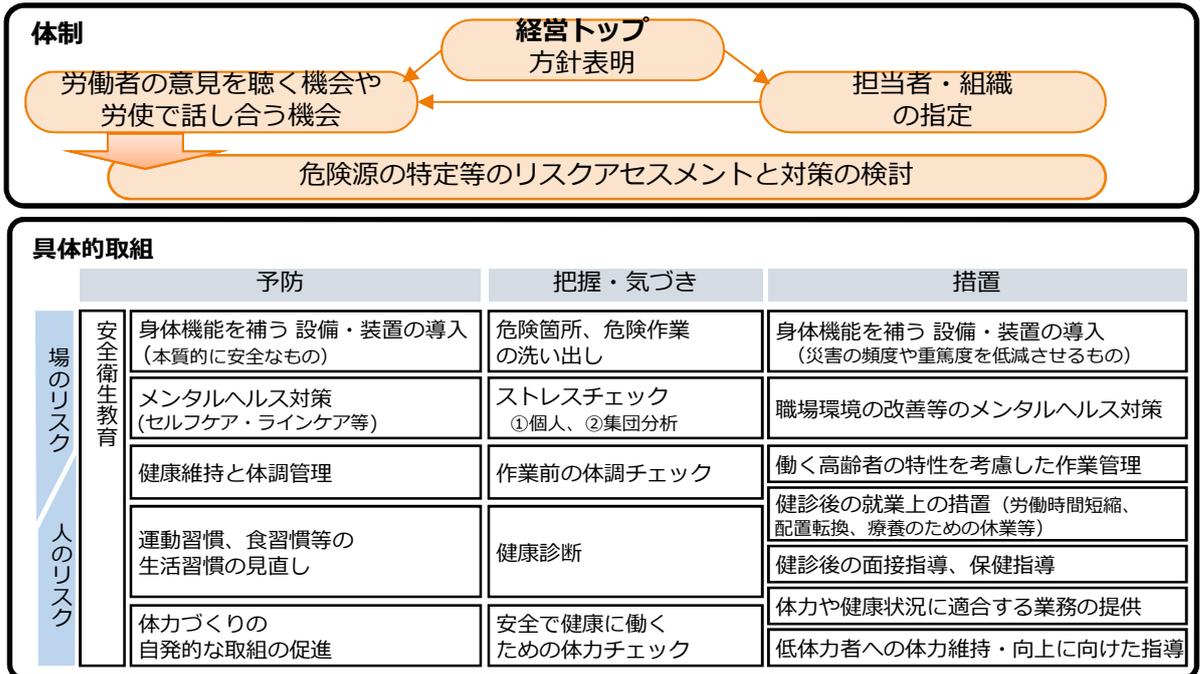
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✪考慮事項✪

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

✪考慮事項✪

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



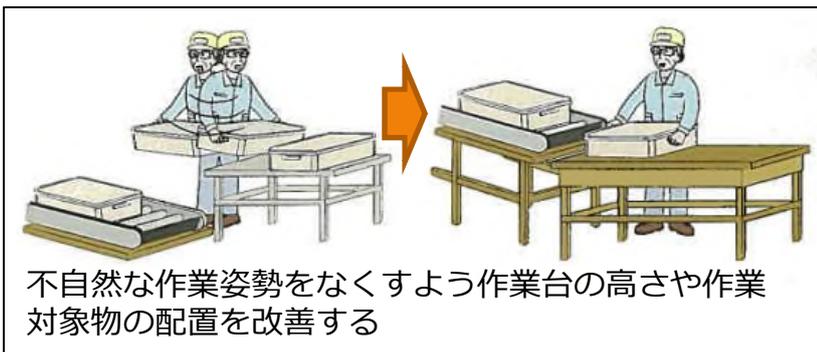
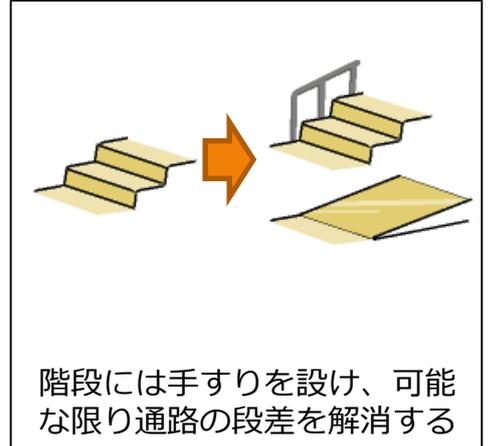
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

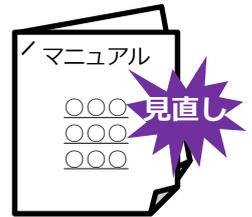
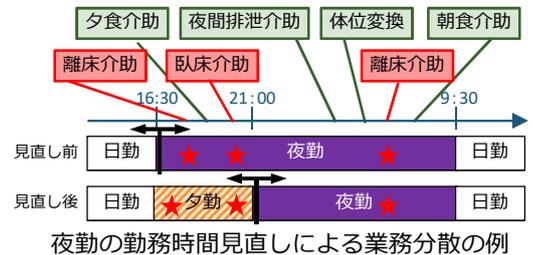
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→ 

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm [原高] =
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
歩行速	~1.24	1.25	1.30	1.47	1.66~
歩行高	~1.38	~1.46			

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	26	44	48~
	~28	~43	~47		

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~39	~39	~39	

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~17	~55	~90	

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

II 質問票（身体的特性）

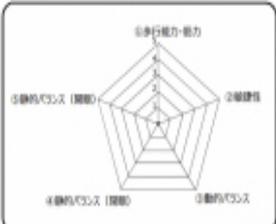
質問内容	あなたの回答NO.05	点数	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来ると気づかず、よけて歩けずか				歩行能力
2. 両手に力いて歩けず歩幅は狭小か				歩行能力
3. 歩行時足裏に対する体の反応は異常な物と認めずか				歩行能力
4. 歩行中、小石・段差に足指がつかず、歩幅が狭小か				歩行能力
5. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				歩行能力
6. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				歩行能力
7. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				歩行能力
8. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				歩行能力
9. 歩行時足裏の感覚が鈍いと感じるか				歩行能力

合計点数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
〔〕は身体機能計測結果を数字、〔〕は質問票（身体的特性）は数字で記入



身体機能計測の評価数字を
上のレーダーチャートに数字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

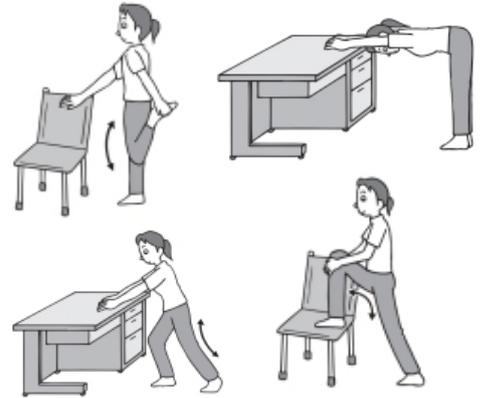
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

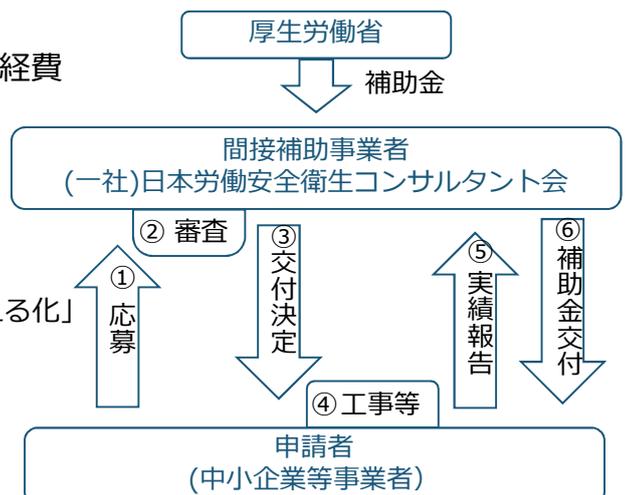
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （３）労働保険及び社会保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： 100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
 - ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
 - ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの利用
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

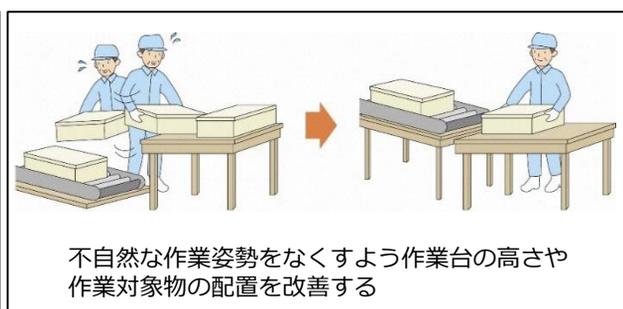
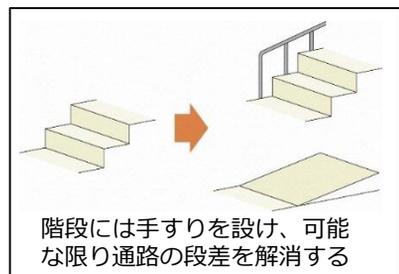
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
 - ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



申請期間は6月12日から10月31日までです
コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、
交付及び不交付の決定を行います

交付決定を行った案件については、申請者に交付
決定通知を送付します

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払い
ます ※交付決定日以前に支払った費用は補助対
象となりません

実施報告書及び精算払請求書をコンサルタント会
に提出します ※支払日から20日以内に提出し
てください。令和3年1月10日以降の支払分は令
和3年1月末日までに提出してください

実施報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通
知書等を送付し、補助金を振り込みます

審査等における評価項目

必須項目

- ① 実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ② 事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③ 事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④ 研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤ 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥ 過去1年以内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

加点項目

- ① 実施する対策の取組内容がより効果的、積極的と考えられること。
- ② 安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③ 高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。

この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）
（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載して
いますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp/>



エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5
三田労働基準協会ビル5階
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会内

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会

・建設業労働災害防止協会

・陸上貨物運送事業労働災害防止協会

・林業・木材製造業労働災害防止協会

・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部

教育支援課

技術管理部

03-3452-6366

03-3453-0464

03-3455-3857

03-3452-4981

03-3452-7201

（製造業、下記以外の業種関係）

（建設業関係）

（陸上貨物運送事業関係）

（林業・木材製造業関係）

（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

● 人事管理制度の整備に関すること

● 賃金、退職金制度の整備に関すること

● 職場の改善、職域開発に関すること

● 能力開発に関すること

● 健康管理に関すること

● その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

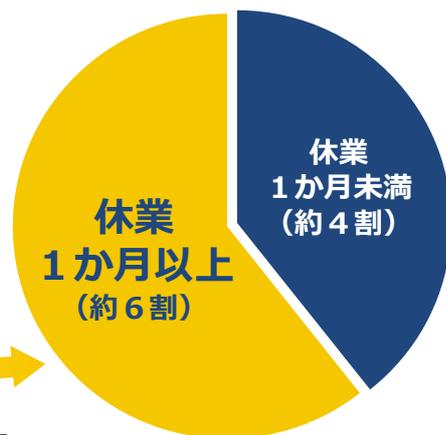
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
		
<主な原因>	<主な原因>	<主な原因>
<ul style="list-style-type: none">床が滑りやすい素材である。床に水や油が飛散している。ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	<ul style="list-style-type: none">床の凹凸や段差がある。床に荷物や商品などが放置されている。	<ul style="list-style-type: none">大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索